

葛飾区子ども・子育て支援事業計画修正箇所一覧表

ページ	項目	修正前（前回資料）	修正後（今回資料）	修正理由
6	0～5歳の推計人口	（ページ下部に追加）	※コーホート変化率法による推計	推計方法の記載した。
16	幼保・小の連携推進（事業名）	幼保・小の連携推進	幼保小の連携推進	より適切で分かりやすい表現に修正した。
20	認可保育所・認定こども園の設置・運営	【目標事業量】の定員数	【目標事業量】の定員数	平成27年4月1日時点の定員数が、素案作成時の想定人数から変更があったため必要な修正を行った。
21	小規模保育事業	【目標事業量】の定員数	【目標事業量】の定員数	平成27年4月1日時点の定員数が、素案作成時の想定人数から変更があったため必要な修正を行った。
23	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	【事業概要】 ～を図ります。小学校内を中心に学童保育クラブを設置し、放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）との連携などの取組を行っていきます。	【事業概要】 ～を図ります。また、小学校内を中心に各小学校区域内に学童保育クラブを設置するとともに、放課後子ども総合プランを推進していきます。	「放課後子ども総合プランの推進」との関係性をより明確にするために修正した。
28	放課後子ども総合プランの推進	【取組の方向】 事業の実施に向けて検討を進めます。	【取組の方向】 ○放課後子ども事業の整備計画 区内の区立小学校全49校で実施していますが、児童指導サポーターや運営委員会、学校などの意見を調整しつつ対象学年の拡大を引き続き進めていきます。 ○放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策 共通の活動プログラムの企画、実施等については、子育て支援部及び教育委員会等が連携し、定期的な打合せや情報交換の場を設けながら進めていきます。	より具体的に取組の方向を定めた。

28	放課後子ども総合プランの推進		<p>○小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業への活用に関する具体的な方策 <u>子育て支援部及び教育委員会が連携して学校関係者と調整を図っていきます。</u></p> <p>○放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の実施に係る子育て支援部及び教育委員会の具体的な連携に関する方策 <u>子育て支援部及び教育委員会等による定期的な打合せや情報交換の場を設けていきます。</u> <u>また、放課後児童健全育成事業関係者、放課後子ども事業関係者、学校関係者、行政関係者（子育て支援部及び教育委員会）等で構成する運営委員会にて、今後の放課後対策について協議していきます。</u></p> <p>【目標事業量】 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の一体型運営数 平成31年度 10か所</p>	
31	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）	【事業概要】 ～多子世帯の児童の保育所や幼稚園などの保育料等を減免し、～	【事業概要】 ～多子世帯の児童の認可保育所や幼稚園、認証保育所などの保育料等を減免し、～	より適切で分かりやすい表現に修正した。
36	親と子の心の健康づくり	【事業概要】 ～、 <u>エジンバラうつ問診票</u> を活用して～	【事業概要】 ～、 <u>エジンバラ産後うつ問診票</u> を活用して～	正式な名称に修正した。

37	母親学級・パパママ学級	【事業概要】 ～、お風呂の入れ方を実習します。 平日に参加できない夫婦のために、 休日を利用して休日パパママ学級を 実施し、先輩パパママの子育て体験 談を聞く場を提供します。	【事業概要】 ～、お風呂の入れ方を実習したり、 先輩パパママの子育て体験談を聞く 場を提供します。また、平日に参加 できない夫婦のために、休日を利用 して休日パパママ学級を実施しま す。	より適切で分かりやすい表現に修正 した。
37	疾病の早期発見・早期対 応	【取組の方向】 引き続き、医療費の助成を行い、 ～	【取組の方向】 医療費の助成を行い、～	より適切で分かりやすい表現に修正 した。
38	アレルギー相談の実施	所管課：保健予防課・保健センター 【取組の方向】 ～。また、保健所内にアレルギー相 談に特化した窓口を開設し、～	所管課：地域保健課・保健センター 【取組の方向】 ～。また、保健所内にアレルギー相 談窓口を設置し、～	健康総合相談窓口の開設に伴い、そ こでアレルギー相談を実施するた め、所管課等を整理して修正した。
38	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発	所管課：保健予防課・地域保健課	所管課：地域保健課	
39	栄養教室の実施	【取組の方向】 ～実施します。また、小児生活習慣 病予防健診の実施及び健康的な生活 習慣を身につけられるよう指導しま す。	【取組の方向】 ～実施します。また、小児生活習慣 病予防健診の受診により、より多く の児童・生徒が健康的な生活習慣を 身につけられるよう、健診事業の充 実と受診率の向上に努めていきま す。	より具体的に取組の方向を定めた。
39	すくすく歯育て支援事業	【事業概要】 ～歯育てすくすくクラブ・1歳児歯 科健診・すくすく歯育て歯科健診や ～	【事業概要】 ～歯育てすくすくクラブ・ハッピー バースデイすくすく歯科健診・すく すく歯育て歯科健診や～	健診の名称が正式に決定したため修 正した。
45	ワーク・ライフ・ balan ス支援アドバイザー派遣 事業	【取組の方向】 ～の趣旨の理解を図り、～	【取組の方向】 ～の趣旨について周知を図り、～	より適切で分かりやすい表現に修正 した。
54	幼保・小の連携推進 (事業名)	幼保・小の連携推進	幼保小の連携推進	より適切で分かりやすい表現に修正 した。

55	こども体力向上プロジェクトの推進	【取組の方向】 ～を小中学校で策定します。また、～	【取組の方向】 ～を策定し、小中学校で取り組みます。また、～	より適切で分かりやすい表現に修正した。
56	学校図書館の支援	【事業概要】 司書教諭や学校図書館支援指導員との十分な～	【事業概要】 司書教諭や学校司書との十分な～	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校司書」という葛飾区における正式な名称に修正した。 ・より適切で分かりやすい表現に修正した。
		～、学校図書館にインターネットに接続できる～	～、学校図書館に、インターネット接続ができる～	
		【取組の方向】 学校図書館支援指導員をこれまで～	【取組の方向】 学校司書をこれまで～	
57	幼保・小の連携推進	(事業名) 幼保・小の連携推進	(事業名) 幼保小の連携推進	より適切で分かりやすい表現に修正した。
		【事業概要】 ～、幼稚園・保育所と小学校が連携し、～	【事業概要】 ～、幼稚園、保育所、小学校が連携し、～	
		【取組の方向】 ～、幼稚園・保育所・小学校の連携促進～	【取組の方向】 ～、幼稚園、保育所、小学校の連携促進～	
		～取組表の検討・導入を進めます。	～取組表に基づき、具体的に実践を進めます。	
60	早寝・早起き、朝ごはんの推進	【事業概要】 ～、「食育指導計画」を作成する～	【事業概要】 ～、「食育全体計画」を作成する～	計画名称を変更したため修正した。
		【取組の方向】 「食育指導計画」を確実に～	【取組の方向】 「食育全体計画」を確実に～	
62	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	【事業概要】 ～いきます。。また、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）との連携などの取組を行っていきます。	【事業概要】 ～いきます。。また、放課後子ども総合プランを推進していきます。	「放課後子ども総合プランの推進」との関係性をより明確にするために修正した。

72	保育所等訪問支援事業	【事業概要】 ～。また、区内の児童館を拠点にして、～	【事業概要】 ～。また、区内の身近な施設を拠点にして、～	葛飾区前期実施計画と表現の整合性を図るため修正した。
79～91	教育・保育の量の見込み及び確保方策	確保方策の数等	確保方策の数等	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日時点の定員数が、素案作成時の想定人数から変更があったため必要な修正を行った。 幼稚園について、平成27年度において新制度に入る幼稚園と入らない幼稚園が確定したため必要な修正を行った。
92	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	実施体制 (助産師数)	実施体制 (訪問指導員数)	より適切で分かりやすい表現に修正した。
94	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	確保方策(助産師数)	確保方策(訪問指導員数)	
95	認定こども園の普及等に係る取組（教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保）	<p>その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であります。国は、既存の幼稚園・保育所が移行する場合における需給調整に係る特例措置を示しており、地域の需要に加えて「<u>都道府県計画で定める数</u>」が供給を上回っている場合は、<u>原則、認可・認定しなければならぬ</u>とされています。</p>	<p>その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であります。国は、既存の幼稚園・保育所が移行する場合における需給調整に係る特例措置を示しており、<u>都道府県は、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、供給が地域の需要に都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に達するまでは、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定するものとされています。</u></p>	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の表現との整合性を図るため修正した。

96	計画の推進体制	～計画の実施状況について点検・評価し、～	～計画の実施状況について <u>子どもの最善の利益の視点から</u> 点検・評価し、～	前回会議における計画の推進における利用者の視点の重要性の意見を反映させた。
		(PDCAサイクルの図)	円の真中に「 <u>子どもの最善の利益に実現</u> 」と記載	
97	関係機関等との連携・協働	<p>基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。</p> <p>関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを<u>地域で支える体制を整えていきます。</u></p>	<p><u>子育て支援に関わる取組は多岐にわたっているため、庁内関係部局の連携を緊密にし、定期的に関係部局間で課題の共有を図るための情報交換を行い、全庁的に効果的な事業推進を行う体制を整えていきます。</u></p> <p>その上で、基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。</p> <p>関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを<u>子どもに身近な地域において、地域の人びとと共に支える体制を整えていきます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議における庁内連携の重要性についての意見を反映させた。 ・前回会議における身近な地域の人びとと共に支える体制の重要性についての意見を反映させた。
99～117	参考資料			参考資料を追加した。